

ふるさと山形四季旅事業（「山形日和。」旅行券）「旅行商品造成支援」助成金 募集要領

公益社団法人山形県観光物産協会（以下、「協会」という。）では山形県の委託業務としてふるさと山形四季旅事業（「山形日和。」旅行券）を適用した旅行商品の募集を行います。

1 事業の概要

（１）事業内容

山形県への観光客の誘客及び観光消費額の拡大を図るため、ふるさと山形四季旅事業（「山形日和。」旅行券）を適用した旅行商品造成（国内の旅行会社等が造成する旅行商品）に対し予算の範囲内において助成金を交付する。

また、蔵王山の火口周辺警報や大雨等の自然災害の影響、東日本大震災の影響からの回復が遅れている温泉地等については、特別枠を設ける。

（２）募集内容

（１）に掲げた目的を達成するための旅行商品の企画販売。

ア 助成対象旅行商品

交付決定の日から平成28年2月22日（月）までに助成金の精算が完了する商品。

イ 助成総額

審査結果に基づき予算の範囲内で旅行商品を選定する。

詳細は、ふるさと山形四季旅事業（「山形日和。」旅行券）「旅行商品造成支援」助成金交付要綱のとおりとする。

（３）応募要件

ア 適用旅行商品の造成・販売を行い助成対象となる旅行業者は旅行業法施行規則第1条の2に基づく第1種・第2種・第3種旅行業務の登録を受けている者で、ふるさと山形四季旅事業（「山形日和。」旅行券）「旅行商品造成支援」助成金を活用した消費喚起・プロモーション等実施事業の販売、経理等に関する事務処理体制が整っている者。

イ 第2種・第3種旅行業務の登録を受けている者は、原則として山形県内に営業拠点が有ることとする。ただし、協会会長が認めた場合はこの限りでない。

（４）助成金対象

助成対象は次のとおりとする。

ア 適用旅行商品の割引原資

イ 適用旅行商品の企画・運営及びプロモーション経費

ウ アンケート調査費用

ただし、イ及びウの合計金額はアの助成金実績額の15%を上限とする。

（５）提案内容

提案する旅行商品は募集型企画旅行商品、個人型旅行商品のいずれか、または両方とする。

ア 募集型企画旅行商品

募集型企画旅行商品については、1申請あたりの提案旅行商品（コース設定）数を4商品までとし、1商品あたりの送客目標数を100人以上とする。ただし、1商品あたりの出発日設定は特に制限を設けない。

イ 個人型旅行商品

個人型旅行商品については、偏った施設の提案とならないよう、宿泊単体商品のほ

か、交通手段を含む商品の提案を認め、1申請あたりの提案旅行商品数を1商品までとし、1商品あたりの送客目標数を100人以上とする。

2 応募方法

- (1) 募集期間 平成27年7月21日(火)16時まで(必着)
ただし、提案を予定している旅行者にあっては、7月7日(火)までに事前提案書(別紙1,2)を提出すること。
- (2) 提出場所 〒990-8580山形県山形市城南町1丁目1番1号 霞城セントラル1F
公益社団法人山形県観光物産協会 観光課 ふるさと山形四季旅事務局
TEL 023-647-2333
- (3) 提出方法 上記提出場所に持参又は郵送による(郵送の場合は、消印有効とする。)※メール及びFAXでの提出はお受けできません。
- (4) 提出書類 ① 企画提案書(様式第1号)及び総括表(様式第1号の1,2)及び内容書(様式第2号、様式第3号)
山形県内に本支店のある場合は、山形県内の本支店を代表として申請すること。
② 提案事業者の概要書(任意様式)
会社案内等に代えての提出も可とする。
③ 提案事業の販売・実施体制(任意様式)
販売・実施体制図(グループ企業等の関連についても記載)
商品の造成、プロモーション、販売、経理の担当部署。
関係するスタッフの氏名、役職名、職歴、業務内容等を具体的に記載すること。
④ 提案事業のプロモーション展開案(任意様式)
想定する媒体名及びサンプル等を提示すること。
⑤ 適用旅行商品の内容(様式第2号、様式第3号)
募集型企画旅行商品は、1申請あたり提案旅行商品数を4商品以内とする。
個人型商品は、1申請あたり提案旅行商品数を1商品とする。
- (5) 提出部数 2部(正本1部、副本1部)
※後日、事務局より副本の追加提出部数を別に指示する。

3 事業の選定

- (1) 審査の方法
協会事務局による要件審査及び県と協会とで構成する「審査会」において、書類及び面接(必要に応じて実施)により審査を行う。
- (2) 審査項目
県内周遊性、旅行時期、募集ターゲット、旅行テーマ、独創性など
- (3) 審査の結果
審査結果については、審査会終了後に通知する。